

平戸市の未来を担う人材創出サポーター設置要項

(目的)

第1条 この要項は、平戸市内の小学校、中学校及び高等学校（以下、「学校」という。）の教育活動を支援する個人、事業所及び団体（以下、「事業所等」という。）を「平戸市の未来を担う人材創出サポーター」（以下、「サポーター」という。）として認証・登録し、児童・生徒のキャリア教育の推進や、児童・生徒とサポーターの協働事業の実施、サポーターの社会貢献活動を広報することを目的とする「平戸市の未来を担う人材創出サポーター事業」（以下「本事業」という。）に関して必要な事項を定める。

(認証・登録)

第2条 企画財政課は、申請を行った事業所等を認証し、サポーターとして登録する。ただし、次に掲げる事業所等は対象外とする。

- (1) 法人等の役員等に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下、「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団と関係をもちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行うものがある事業所等
- (2) その他、サポーターとしてふさわしくないと認められる事業所等

(登録期間)

第3条 サポーターの登録期間は、登録日から本事業が終了する日までとする。

(支援活動)

第4条 サポーターは、以下の支援活動のうち、学校又は事務局の依頼により、実施可能な事業を行う。

- (1) 講師派遣・出前授業
- (2) 事業所等の見学、職業インタビュー等の受入れ
- (3) 職場体験、インターンシップ、ジョブシャドウイング（企業や大学、行政機関等において、児童生徒が働く人に付いて職業を見学する取組）等の体験活動の受入れ
- (4) 生徒との協働事業・コラボレーション企画の実施

(権利)

第5条 サポーターは、「平戸市の未来を担う人材創出サポーター」の名称を用いることができる。

- 2 学校及び事務局は、サポーターの希望に応じて、その情報をWebサイトやパンフレット等の印刷物に掲載することができる。

(変更・取消し)

第6条 サポーターは、支援活動等の登録事項に変更がある場合や登録を取消す場合、事務局に届け出る。

- 2 事務局は、サポーターの構成員としてふさわしくないと認められる場合には、除名することができる。

附 則

この要項は平成31年3月1日から施行する。